

## [基本施策 II-1]

<b>基本施策 II</b>	<b>生産から消費に至る全の安全安心の確保</b>
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	農業の適正使用の意識の向上
(9) 生産者に対する農業適正使用の啓発	生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農業適正使用の啓発を行います。
①概要	農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農薬販入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。
②推進指標	【農業適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。
③用語解説	—

<b>基本施策 II</b>	<b>生産から消費に至る全の安全安心の確保</b>
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	農業の適正使用の意識の向上
(10) 農業販売業者や使用者に対する立入検査の実施	適正な農業の販売及び使用を確保するため、地方局農業取締課員による計画的な農業販売業者に対する立入検査を実施します。
①概要	農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	【農業立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。
③用語解説	—

<b>【平成24年度事業実施状況】</b>	<b>● 農業適正使用推進事業費(農産園芸課)</b>
● 農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保すること目的に農業販売業者等へ立入検査を行った。	・平成24年度立入検査結果
農業販売業者実施件数：282件(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:23件)	農業使用者実施件数:0件(農業の使用基準違反がなかったため実施なし)
農業使用者実施件数:0件(農業の使用基準違反がなかったため実施なし)	【中間評価及び今後の取組み方針】
—	農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間20件前後改善指導を実施しているが、無登録農業・販売禁止農業の販売等の重大な違反は発生していない。 今後も引き続き実施する。
<b>【中間評価及び今後の取組み方針】</b>	<b>● 農業の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農業適正使用講習会等を開催した。</b>
● 農業の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農業適正使用講習会等を開催した。	・平成24年度農業適正使用講習会の開催結果
【日程・参加者数】	【日程・参加者数】
6月27日 東予地方局 97名	6月27日 東予地方局 97名
6月29日 南予地方局 82名	6月29日 中予地方局 85名
6月29日 新規50名	1月31日 新規9名
・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を402回実施した。(新しい技術の講習等のため、年度によって回数が増減する。)	・平成24年度農業指導士認定及び更新研修会
—	1月31日 新規9名
—	・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を402回実施した。(新しい技術の講習等のため、年度によって回数が増減する。)
—	・農業の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農業適正使用講習会等の開催により、農業者への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると考えられる。
—	・県産農産物の安全性確保、農薬による危機被害の未然防止を図るため、今後とも、農業適正使用講習会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

基本施策 II II-i	生産から消費に至る食の安全安心の確保	生産段階における安全安心の確保		
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上		
具体的な取組み	具体的な取組み	具体的な取組み		
(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認				
(12)生産者個々における農薬使用の記帳推進				
農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。				
(1)概要	<input type="checkbox"/>			
農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。				
(2)推進指標	<input type="checkbox"/>			
(3)用語解説				
【平成24年度事業実施状況】				
●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課）				
農薬の安全使用を図るために、GAP研修会や各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。				
・平成24年度GAP研修会の開催結果				
〔日程・参加者数〕2月22日 46名				
・講習会 402回				

基本施策 II II-i	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上						
具体的な取組み	具体的な取組み						
(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認							
出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。							
(1)概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその品質に加え、農林水産研究所において最大431成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。						
(2)推進目標	<input type="checkbox"/>						
【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】							
分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。							
年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26							
目標	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
実績	298件	293件	294件	297件	301件	—	300件
(3)用語解説	<input type="checkbox"/>						
【平成22年度事業実施状況】							
●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課）							
農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農業残留分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。							
・平成22年度農業残留調査結果(431成分)							
○ 農業類(米、麦、大豆):31件							
○ 野菜:131件							
○ 果樹:139件							
【中間評価及び今後の取組み方針】							
農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農業による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。農業適正使用講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると考えられる。							

基本施策 II	生産段階に至る全の安全安心の確保
II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	施策の方向3 具体的な取組み
(13) 農業団体や農業販売業者と連携した農薬適正使用の推進	(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。
①概要	畜産保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。
②推進指標	巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。
③用語解説	【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。

平成24年度事業実施状況	『農薬適正使用推進協議会』 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用的徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したもの。 県、農業団体、農業販売業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に關して協議を行っている。
【開催日】	5月22日
【内容】	農産物の安全性確保について ・農薬適正使用の推進について 他
【中間評価及び今後の取組み方針】	農薬の適正な使用及び危害防止を図るために、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。 ・平成24年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 ・「農薬の適正な使用及び危害防止を図るために、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。」 ・平成24年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 ・開催日 5月22日

基本施策 II	生産から消費に至る全の安全安心の確保
II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	施策の方向3 具体的な取組み
(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回	(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。
①概要	畜産保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。
②推進指標	巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。
③用語解説	【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。

【中間評価及び今後の取組み方針】	生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。
【周知関連法令】	畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も継続して実施する必要がある。

<b>基本施策 II</b>	生産から消費に至る全の安全安心の確保
II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(15)牛耳標装着の農家指導	関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別指置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
①概要	国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家が直実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。
②推進指標	牛耳標装着率
【牛耳標装着率】	全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。
③用語解説	《牛耳標》 牛の個体識別番号を記した耳標 《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報

<b>基本施策 II</b>	生産から消費に至る全の安全安心の確保
II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	具体的な取組み
(16)原木シタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催	原木シタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合推進生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する講習会(県補助事業)において、無農薬での栽培、衛生管理の徹底を指導するとともに、生産履歴の記帳運動を推進する。
②推進指標	-
【平成24年度事業実施状況】	●原木乾しいたけ等生産促進事業費(林業政策課) ・原木乾しいたけ等の生産を新たに開始しようとする者や、既存生産者等を対象とした生産技術講習会・実習において、無農薬での栽培、加工工程における衛生管理の手法、トレーサビリティの必要性等を指導した。
【開催回数 参加者数】	〔開催回数 参加者数〕 生産技術講習会・生産実習・技術改善研修会 12回 延べ参加者数 365人 流通改善研究会 1回 参加者数 128人 (計493名)
【中間評価及び今後の取組み方針】	【中間評価及び今後の取組み方針】 初年度である平成22年度の211人に比べ、講習会等の参加人数は、増加傾向にある。引き続き、既存生産者及び新規生産者を対象とした生産技術講習会・実習を開催し、乾しいたけ生産者の技術向上や食の安全安心に関する意識の向上に寄与していく方針である。
【平成24年度事業実施状況】	【平成24年度事業実施状況】 ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ・国の農政事務所やJA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のために情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報との適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時において固体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
【中間評価及び今後の取組み方針】	【中間評価及び今後の取組み方針】 国の農政事務所やJA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のために情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した結果、牛耳標装着率は100%を維持しており、トレーサビリティの実効性が担保されている。 今後も指導を継続し、生産段階における安全安心を確保する。

基本施策Ⅱ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(17) 繁殖衛生管理体制の推進	
養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。	
①概要	
魚病対策として、疾患魚の迅速かつ正確な診断の他、漁業業者、医薬品販売業者等に対する講習会(研修会)を実施します。	
②推進指標	
【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】 養殖業者への指導状況の指標となる。	
年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26 目標 └───────── 一 ─ 70.0% ─ 70.0% 実績 70.3% 66.8% 80.8% 67.9% 63.5% ─	
③用語解説	

平成24年度事業実施状況	
●魚病対策指導(水産課)	
魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾患の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。	
・防疫対策会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月27日 南予文化会館 46名 ・魚病診断件数 791件 ・水産用ワクチン使用指導書発行件数 280件 ・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 30検体 (いわゆる異常なし(検出限界以下))	
【中間評価及び今後の取組み方針】	
養殖魚の疾病の診断及び養殖業者に対する指導により、疾病的蔓延を防止することができた。また、防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用及び薬事法の遵守を呼びかけ、目標値に近い数の経年で達成できた。その後も目標どおりに検査を行うことができた。 今後も疾病検査を行うと共に、養殖業者に対して適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保していく。	

基本施策Ⅱ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
II-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(18) 貝毒検査の実施	
貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。	
①概要	
宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カテーテラ等、冬季～初夏に出現するギムノテニウム・カテーテナームの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に貝毒を蓄積させる。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。	
②推進指標	
【貝毒検査の予定期数に占める検査(件数)の割合】 検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。	
年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26 目標 └───────── 一 ─ 100% 100% 100% 実績 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	
③用語解説	
《安全基準値》 貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度	
【平成24年度事業実施状況】	
●漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課) 毒化した二枚貝が流通されないように、原因プランクトンの出現動向に合わせ、毒量検査を実施した。なお、今年度は貝毒の原因プランクトンが高密度度に出現しなかったことから、マガキのマウス試験においても規制値を上回る貝毒が確認されず、二枚貝類の安全性が確保された。	
(検査実施状況) 12/19 毒化マガキ(御庄湾) 12/13採取分 貝毒量検出限界値以下 1/16 毒化マガキ(御庄湾) 1/10採取分 貝毒量検出限界値以下 1/25 毒化マガキ(御庄湾) 1/22採取分 貝毒量検出限界値以下 2/27 毒化マガキ(御庄湾) 2/22採取分 貝毒量検出限界値以下	
【中間評価及び今後の取組み方針】	
平成22年度に貝毒の原因プランクトンの一種であるアレキサンドリウム・カテーテラが高密度度で出現し貝毒検査を行つたところ、規制値を上回る貝毒を確認したため、採捕規制措置を講じて、二枚貝類の安全性を確保した。その後も目標どおりに検査を行うことができた。 今後も原因プランクトンの動向を調査し、貝毒検査を実施することにより、二枚貝類の安全性を確保していく。	

基本施策 II	生産から消費に至る全の委全安心の確保
II-1 生産段階における安全安心の確保	生産段階における安全安心の確保
施策の方面3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	具体的な取組み

(19) 繁殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進  
食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生したヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害警戒に資する技術開発と知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。

①概要

「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基き、水産研究センターが県内のヒラメを検査すると共に、被害の警戒に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。

②推進指標	—
③用語解説	—

《新種クドア》

正式名称は*Kudoia septempunctata*(クドア・セプテンパンクターダ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一過性の食中毒を引き起こすことが知られています。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができます。

【平成24年度事業実施状況】

●養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験(水産課)  
クドアの感染については不明であることから、細菌の導入時及び養殖中の感染状況を調査し、得られた知見を基に感染防除対策の試験を行った。

○ヒラメのクドア検査

・水産研究センター 細菌検査室 73件  
栽培資源研究所 91件

○技術開発試験

養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験(H24～H26)

【中間評価及び今後の取組み方針】

24年度の成果として、検査で陽性となつたロットをもとに追跡調査を行つたところ、当該海域での調査において中間宿主の知見を得ることができた。今後もヒラメの感染状況を調査するなどに、中間宿主の探索や養殖ヒラメによる食中毒を未然に防止できるよう試験研究を実施する。

●エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)	開催の普及啓発や販路拡大のため、「エコえひめ農産物市場」、「エコえひめ農産物体験ツアーカー」の開催やPRチラシの作成を行なつた。
------------------------------	--

基本施策 II	生産から消費に至る食の委全安心の確保
II-1 生産段階における安全安心の確保	生産段階における安全安心の確保
施策の方面3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	具体的な取組み
(20) 環境保全型農業の推進	土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及するとともに、エコファーマーの育成、工場化による農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓等を実行します。
①概要	土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。
②推進指標	【エコファーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。
③用語解説	《エコファーマー》 持続可能な高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減目標とした栽培計画を具ねた農業者 《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証

基本施策 II	生産から消費に至る食の委全安心の確保
II-1 生産段階における安全安心の確保	生産段階における安全安心の確保
施策の方面3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	安全安心といふ消费者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	具体的な取組み
(20) 環境保全型農業の推進	土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及するとともに、エコファーマーの育成、工場化による農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓等を実行します。
①概要	土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。
②推進指標	【エコファーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。
③用語解説	《エコファーマー》 持続可能な高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減目標とした栽培計画を具ねた農業者 《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証
【平成24年度事業実施状況】	【平成24年度事業実施状況】
●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)	環境に優しい農業生産活動による土づくりや化学肥料・化学農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及及び推進活動等に一体的に取り組むとともに、有機物質対策を実施し、流通販売・加工業者との環境保全型農業推進大会を開催した。
●特別栽培農産物等認証事業費(ブランド戦略課)	・平成24年度 環境保全型農業推進大会開催結果 ・日程・参加者数 2月15日 80名 ・エコファーマー認定数 812人 ・エコえひめ農産物認定数 563ha
●認証審査会を年6回開催し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,039人、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証委員会(委員7名)を12月18日に開催し、申請手続きや申請書類の簡素化、販路拡大支援の強化などについて協議した。	●認証審査会を年6回開催し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,039人、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証委員会(委員7名)を12月18日に開催し、申請手続きや申請書類の簡素化、販路拡大支援の強化などについて協議した。
●エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)	●エコえひめ農産物市場、「エコえひめ農産物」、「エコえひめ農産物体験ツアーカー」の開催やPRチラシの作成を行なつた。

## 【中間評価及び今後の取組み方針】

(農産園芸課)  
エコファーマーの認定数は、去年よりも34人増となつたが、取組面積については、121haの減少となった。農家の高齢化により、厳しい現実ではあるが、今後も、「環境保全型農業直接支払制度」(プランド戦略課(平成25年度から農産園芸課))の取り組みを支援するとともに、エコファーマーの確保とエコえひひめ農産物の認証取組みをセントとして推進し、環境保全型農業の推進を図るとともに、消費者や実需者に対する認知度向上を進めます。

## 【中間評価及び今後の取組み方針】

(農産園芸課)  
エコファーマーの認定数は、去年よりも34人増となつたが、取組面積については、121haの減少となつた。農家の高齢化により、厳しい現実ではあるが、今後も、「環境保全型農業直接支払制度」(プランド戦略課(平成25年度から農産園芸課))の取り組みを支援するとともに、エコファーマーの確保とエコえひひめ農産物の認証取組みをセントとして推進し、環境保全型農業の推進を図るとともに、消費者や実需者に対する認知度向上を進めます。

## (1) 概要

農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となる。研究機関における有機栽培技術の確立や、商談会等を活用して食品加工や直売所等の取組みの支援に努めます。

## (2) 推進指標

## (3) 用語解説

【有機農業取組面積】  
取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	570ha	—	570ha
実績	365ha	396ha	389ha	393ha	388ha		

## 【平成24年度事業実施状況】

● 有機農業推進事業費(農産園芸課)  
農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証圃を設置するとともに、流通販売・加工業者との意見交換会を実施した。  
- 平成24年度 実証展示圃  
しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a  
久万高原指導班 スイートコーン、サトイモ、コンニャク、トマト4a  
鬼北指導班 エズ30a

## ● 農業試験研究費(農産園芸課)

有機栽培技術確立試験費  
県では平成20年に有機農業推進計画を策定し、有機農業技術の体系化を図るとともに、金市町で推進協議会を設置することとしている。そのため、水稻や各種野菜(大豆、ダマボギ、キヤベツ等)の有機栽培を実証し、栽培技術のマニエアル作成を通じて、一般農家にも取り組みやすい有機農業作業の確立を図り、地域の有機農業推進体制づくりを支援した。

## ● 広域連携型農業研究開発事業費(農産園芸課)

・カンキソウ有機栽培を実践している柑橘園において、個々の防除体系と病害虫防除体系の確立を図り、有効な技術を組み合わせて有機農業を推進する研究を進めており、24年度は、病害虫の発生動向調査や病害虫の抑制技術の把握および実証を行った。

**[中間評価及び今後の取組み方針]**

有機農業には、県下で806haの経営体が388haで取り組んでいる。県では、県下3箇所で設置している有機栽培の実証展示圃での新たな取り組み技術を、普及機関を通じて速やかに農業者に指導するとともに、今後も、農場に優しい有機農業の取組、農業のフェロモン剤やBT剤の有効性を明らかにした。今後も、水稻・野菜の機械除草やマルチ栽培等、有機農産物の品質評価、経営評価、生物多様性調査の実施を行う。カンキツ有機栽培では、対象病害虫の発生消長・発生量を把握し、有機栽培で天敵が増加することを明らかにした。今後も、発生動向の調査と病害虫の抑制効果の把握を行う。

基本施策 II II- i 施策の方向4 具体的な取組み	生産から消費者に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(22) GAP(農業生産工程管理)の推進	GAPの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいGAPSシステムの開発に努めます。
①概要	GAPの取り組みについて、今後とも、産地や生産者へ啓発するとともに、農薬使用の記録帳に加えて、衛生管理等についても記録を推進する。 また、市町・JA等、関係機関・団体と連携し、GAP導入の支援体制の確立に努めている。
②推進指標	
③用語解説	
《GAP》	農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。
【平成24年度事業実施状況】	
●農業適正使用推進事業費(農産園芸課)	農の安全安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、指導者研修会や生産者団体に対して実践的な指導を実施した。
平成24年度GAP研修会の開催結果	〔日程・参加者数〕2月22日 46名
【中間評価及び今後の取組み方針】	生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点点検項目を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行つて農作業の改善を図ることによって、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、食に対する消費者の不安が高まるなか、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る全の安全安心の確保
Ⅱ-1 生産段階における安全安心の確保	
施策の方向4 安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み	
具体的な取組み	
(23)県内産農水産物の放射性物質安全確認検査 ◆ 中間見直しにより追加	消費者等に安心して県内産農水産物を購入していただけるよう、生産量の多い品目を中心にして実施する。
①概要	
(農産園芸課)	県内の生産量等を踏まえ、米・麦・みかん、キウイフルーツ・かき、くり、さといも、生じたけの収穫される時期に放射能に係る検査を行い、本県産農産物の安全性を確認する。 (水産課)
本県主要水産物及び戻りカツオについて、放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。	
②推進指標	
【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】	安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。
年度	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	— — — — — 20件
実績	— — — — 26件 20件
年	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	— — — — — 10件
実績	— — — — 14件 10件
③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	
●県内産農林水産物放射性物質検査費	
(農産園芸課)	平成24年度は、米2点、麦2点、くり1点、さといも1点、キウイフルーツ1点、かき1点、生じたけ1点、みかん11点の合計20点を農林水産研究所で分析した結果、放射性セシウムは検出されなかつた。なお、検査結果については、県のホームページでも公開している。 (水産課)
本県主要水産物及び戻りカツオについて、簡易放射線測定器(簡易スペクトロメータ)による検査を実施した結果、放射性セシウムは検出されなかつた。	
●農業試験分析機器等整備費(農産園芸課)	本県主要な水産物で定めた農産物放射性物質検査に使用する機器(Naシンチレーションスペクトロメータ)を電源立地地域対策交付金(国10/10)により整備した。
【中間評価及び今後の取組み方針】	
(農産園芸課)	本県産農産物については、環境モニタリング調査確認の結果、空間放射線率も通常の範囲であり、安全性は十分確認されているところであるが、消費者の不安を払拭するため、今後も、安全確認検査を継続する必要がある。
(水産課)	本県主要水産物及び戻りカツオが「安全・安心」なものであることをアピールするため、今後も調査を実施し、安全性を確認する。

基本施策Ⅱ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1		生産段階における安全安心の確保
施策の方向4		安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み		
(24) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発		
県の研究機関において、安全・安心な農畜産物生産のための技術を開発します。		
①概要		
畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行います。		
②推進指標		
【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。		
③用語解説		
【平成24年度事業実施状況】		
●「畜産試験研究課(畜産課)」		
「採卵鷄の卵殻質改良試験」		
県下で発生する水産系未利用資源(珍味残さ等)を餌料に用いて、卵のひび発生を軽減する技術を開発した(平成24年度終了)。		
「採卵鷄における天然素材を活用した衛生管理技術確立試験」		
薬剤に依存しない養鷄飼育実現のため、抗菌作用のある茶殻、害虫忌避効果のあるオレンジオイル、これらの天然素材を用いて、養鶏における衛生対策資材を開発する(平成25年度終了予定)。		
【中間評価及び今後の取組み方針】		
平成24年度に跨る1課題終了に伴い、技術開発が完了したことで、平成20年度からの開発技術は述べ4件となり、中間目標を達成することができた。		
今後も、安全安心という消費者ニーズに応えるための生産技術の開発を進めます。		

基本施策Ⅱ II- i	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(25)畜産関係生産者の巡回による普及指導	畜産関係団体等を連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。
②推進指標	【畜産関係生産者巡回(全戸)】
③用語解説	—
【平成24年度事業実施状況】	●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計360頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。

基本施策Ⅱ II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(26)死亡牛のBSE検査	24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
①概要	家畜病性鑑定所において、24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
②推進指標	—
③用語解説	—
【平成24年度事業実施状況】	●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計360頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。
【平成24年度事業実施状況】	●畜産課技術指導事業費(畜産課) ・家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町・JA職員等の基盤により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や薬事法(動物医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 ・農家戸数:酪農149戸、肉用牛250戸、養豚113戸、養鶏99戸
【中間評価及び今後の取組み方針】	【中間評価及び今後の取組み方針】 ・生産者者が安全安心な畜産物の確保のため、畜産関係者が連携して、県内全戸の農家を巡回しながら関連情報等の周知を実施している。 ・今後の取組として、県民へ畜産物を安定的に供給するため、経営技術向上のため指導や支援指導できる体制づくりを継続して生産者へ周知を行う。

基本本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-1 生産段階における安全安心の確保							
施策の方向4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	生産段階での対策として発生防止対策、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防護体制の整備に取り組みます。						
(2)高病原性鳥インフルエンザ対策	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。						
①概要							
②推進指標	【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。						
年度	(H20) 目標 実績	(H21) — 980羽	H22 — 1,330羽	H23 — 1,270羽	H24 — 1,260羽	H25 — 1,300羽	H26 — 対象会員
③用語解説							

農林水産省実施		農林水産参観デーによる推進						
年度	目標	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
実績	対象とした農林水産参観デーを開催する。 農林水産業への理解を深めらうため、県の試験研究機関において、農林水産の状況や生産技術の内容を知つてもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催します。	8回	8回	8回	10回	10回	—	8回
計	用語解説	8回	8回	8回	10回	10回	—	8回

【農林水産参観デー開催回数】

開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。

【平成24年度事業実施状況】

●農林水産省実施(農業園芸課)  
●水産閣僚会議実施活動事業費(水産課)

日付	会場	実施回数	主な内容	参加者数	
7月25日(水)	・畜産研究センター 体操室(常磐町の原ふく こーつー)	畜産研究センターの原ふ くこーつーのエサチャリ ト	20人		
7月29日(日)	・水産研究所研究センター ・農畜産販売統括所 ・農畜産販売統括所 ・農畜産販売統括所	ふくしま魚(35)グラン ド水産物販賣会が開催さ れました。販賣会場とのふくしま の魚、体操室で講習会が開催さ れました。	水産研 27人 農畜販 25人		
8月4日(土)	・水産研究所 ・農畜産販売統括所	体操室で講 習会が開催さ れました。	水産研 39人 農畜販 14人		
8月18日(土)	・畜産研究センター	姚つづきを走つた研究会が 開催されました。	40人		
10月1日(日)	・農畜産販売統括所(企 業園芸課)、農畜産研究 センター	成田の地示と132公園 里の地示と132公園 成田の地示と132公園 成田の地示と132公園	農水研 4,000人 東京府 6,703人		
10月2日(火)	・農畜産販売統括所(企 業園芸課)	成田の地示と132公園 成田の地示と132公園 成田の地示と132公園	成田の地示と132公園 成田の地示と132公園 成田の地示と132公園		
10月20日(土) 10月21日(日) (休館)	・水産研究所 (久井島) ・農畜産販売統括所 (久井島)	成田の地示と132公園 成田の地示と132公園 成田の地示と132公園	成田の地示と132公園 成田の地示と132公園 成田の地示と132公園	1,650人	
10月25日(木)	・農畜産販売統括所	研究会の展示 展示研究会の会員会 展示研究会の会員会	1,324人		
計		8回		約14,500人	

【中間評価及び今後の取組み方針】

毎年、全ての試験研究機関が研究成果やほ場の公開等による迅速な技術普及と農林水産業者や地域住民の参加する地方色豊かな「技術学習と交流の場」として重要な行事として、長年親しまれていている。

今後も、県民への農林水産研究の理解促進と新技術の普及推進を行つたために継続する。

4-

## [基本施策 II- i]

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
II- i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み																								
具体的な取組み	(29)ふれあい牧場、工場見学等の開催																								
	関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を実施します。																								
①概要																									
	愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。																								
②推進指標																									
	【ふれあい牧場等の開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>80回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>46回</td> <td>54回</td> <td>51回</td> <td>80回</td> <td>76回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	50回	—	80回	実績	46回	54回	51回	80回	76回		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	50回	—	80回																		
実績	46回	54回	51回	80回	76回																				
③用語解説																									

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II- i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み
具体的な取組み	(30)消費者ニーズの把握、生産への反映
	アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。
①概要	
	毎年開催している愛媛県しいたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に乾いたけに関する意見、要望等を聞き取り調査し、その結果を県荷組識を通じて生産者に提供する。
②推進指標	
③用語解説	

【平成24年度事業実施状況】  
 ●特用林森林組合連合会事業課(林業政策課)  
 愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合連絡協議会といった販売、生産団体が愛媛県しいたけ共進会、産業文化まつり、大街道マルシェなど消費者へ直接販売する機会に積極的に参加し、消費者ニーズの把握を行った。